

ファッションショーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和3年2月12日改定

一般社団法人日本ファッション・ウィーク推進機構

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月21日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下、「対処方針」）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、ファッションショー（ランウェイのほか、インスタレーション形式も含む）開催における新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものです。

本ガイドラインの策定にあたっては、「音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（令和2年7月10日策定）を参考とし、政府及び専門家のご助言をいただきました。屋内外施設にて開催されるファッションショーにあたって、ブランド関係者及び制作関係者が講じるべき新型コロナウイルス感染予防対策の基本事項に加え、招待客などの来場者への対応を示しています。また、無観客ショー（観客を伴わないファッションショーのライブ配信。ショーを撮影、収録しインターネット等で配信することも含む）を開催する場合にも、ブランド関係者及び制作関係者の感染対策に役立てていただくためのガイドラインです。本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、感染状況や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとします。

<目次>

1. はじめに	1
2. 感染予防・感染拡大防止のための基本的な考え方	2
3. ショー関係者が講じるべき具体的な対策	4
4. 会場の利用・設営などに関して講じるべき具体的な対策	8

5. ショー関係者が企画内容に関して講じるべき具体的な対策	・・・・・・・・・・11
6. 来場者に関して講じるべき具体的な対策	・・・・・・・・・・11
7. 開催可否判断のあり方	・・・・・・・・・・14

2. 感染予防・感染拡大防止のための基本的な考え方

これまでの専門家による研究を通じ、新型コロナウイルス感染症の主たる感染経路が「接触による感染」と「飛沫・エアロゾル（またはマイクロ飛沫）による感染」であることが知られるようになりました。また、発症

前1日ないし2日前の無症状・無自覚状態が最も感染力が強いことと、クラスター対策の重要性が指摘されています。したがって、多くの来場者が集まるファッションショー開催にあたっては、ショーが行われる会場内はもちろん、会場周辺・実施前後においても「接触感染」と「飛沫・エアロゾル感染」のリスクをいかに極限まで減じるか、そして万一感染が発生した場合に感染経路の追跡を可能とすることを感染予防・感染拡大防止対策の主眼とします。

施設を借り受けて集客を伴うショーを実施するブランドは、ショー開催にあたっては、施設管理者、開催地の自治体関係者等と協議の上、物理的・経済的に可能な限り対策を講じ、感染予防・感染拡大防止に努めてください。ブランド関係者及び制作関係者自身はもとより、来場者に対しては会場において講じる対策と併せ実施前後における対策を丁寧にお伝えし、感染予防・感染拡大防止意識の啓発に努め、来場者の「能動的参加」への理解を促していく必要があります。

ブランドは、事務所での事前打ち合わせやリハーサル等の制作過程も含め、当該ショーのモデルを含む出演者及びそのショーに携わるすべてのスタッフ（以下、「ショー関係者」）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講じてください。また、事務所、スタジオ、会場の利用にあたっては、同様に適切な感染予防対策に努めてください。

特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場所は、感染を拡大させるリスク、すなわち「接触感染」と「飛沫・エアロゾル感染」を誘発する機会が高いと考えられます。本ガイドラインは、これを避けることで、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨としています。

上記に基づき、下記、ショー関係者、来場者に周知し、共有すべき「基本行動ルール」を参照し、感染対策を徹底してください。具体的な対策の検討にあたっては、開催会場のガイドラインも含め計画してください。

ショー関係者及び来場者にて共有すべき「基本行動ルール」：

- 基本的感染対策：接触感染、飛沫・エアロゾル感染への対策
 - 物理的・身体的距離の確保、極力2メートル（最低1メートル）
 - 「3密」の回避（密閉・密集・密接）
 - 接触機会の削減
 - 大声での会話や発声を控える
 - マスク着用・咳エチケットの徹底
 - 手洗い・手指消毒の励行
 - 体調管理（体温測定、健康状態チェック）
- ショー会場における基本的感染対策
 - 原則、マスク着用を義務化（マスクを着用していない相手と接する可能性のある場合には、フェイスシールドの併用も検討）
 - 会場内（周辺含む）では出演者を含む制作関係者、来場者、施設管理者を問わず、人と人との確保すべき間隔は、極力2メートル（最低1メートル）
※入退場時、トイレ、飲食物販（ある場合）などの待機列、ロビー等における滞留、設営・撤去時などの一切を対象
 - 場内外アナウンスやボードの掲出による、「基本行動ルール」の周知徹底
 - 来場者には「主催者の指示に従わない場合には退場していただく等の措置をとる」ことを事前に告知
 - 電子決済の導入・活用による接触機会の削減

3. ショー関係者が講じるべき具体的な対策

ブランド関係者及び制作関係者を含むショー関係者は、「たった一つのイベントの失策が社会からの安心感・信頼感を損ない、その後のイベント開催やファッション産業、社会全般に芳しくない影響を及ぼす」ことを肝に銘じ、スタッフ一人一人が緊張感をもって業務に当たってください。少しでも体調が悪く感じた場合には休み、同時に、ブランド関係者や制作関係者は、スタッフに体調不良者が出た場合、可能なバックアップができる体制を構築しておくことが求められます。

3-1. ショー関係者による感染予防・感染拡大防止策

- ショー関係者には毎朝の検温を義務づけ、以下のいずれかに該当する者は業務に従事させないこととします。
 - 業務に従事する当日または前日に発熱・咳・下痢・味覚障害・嗅覚障害・だるさ・息苦しさ等の症状がある者
 - 過去 14 日以内に新型コロナウイルス感染症患者との濃厚接触がある者
 - 過去 14 日以内に同居家族や身近な知人の感染が疑われる者
 - 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航及び当該国・地域の在住者との濃厚接触がある者
 - 新型コロナウイルス陽性判定を受け、現在医師に自宅待機指示を受けている者
- 表現上困難な場合を除き、原則としてマスクの着用を求めるとともに、手洗いや手指消毒を徹底します。出演者の出演時等、マスクの着用ができない場合については、「3-2. ショー関係者の身体的距離の確保等」の記載事項を確実に遵守します。
- ショー関係者の緊急連絡先や勤務状況を把握し、名簿を作成します。
- 名簿は 3 週間以上保管すること。また、ショー関係者個人に対しては、それら情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知し事前承諾を得ることとします。
- ショー関係者の名簿作成者（主としてブランド）は個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずることとします。（後日、会場内に感染者がいたことが判

明した場合等に保健所などに申告内容を伝える等が想定され、その了承を事前に得ておく必要があります)

- 開催地域の感染状況を踏まえ、**マスクを着用していない相手と接する可能性のあるスタッフ**については、マスクに加えてフェイスシールドの併用をお勧めします。
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ **COCOA** や各地域の通知サービスのインストール、入館時に稼働確認を行うことをお勧めします。

3-2. ショー関係者の身体的距離の確保等

- ショー関係者間で極力2メートルを目安に（最低1メートル）身体的距離が確保できるよう、スタッフを兼任とする等の工夫を行うことにより、ショー関係者の人数は必要最小限に限定します。
- 身体的距離の確保が困難な場合、パーテーション、フェイスシールド等、身体的距離を置くことと同等の効果を有する措置を講じます。
- ショー関係者の人数を最小限にすべく、作業工程の見直し等工夫をします。
 - 仕込み、リハーサル、撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の発生防止に努める
 - 見学者、関係者の家族・知人等のショーの開催に必要不可欠とはいえない者はショー会場等には立ち入らない。接触が防止できない恐れがある場合は、開催を見合わせることも検討しながら対策を講じるようにする。
 - その他、事務所での事前打ち合わせやスタジオでのモデルオーディションやリハーサル等の制作過程においても十分な感染防止策を講じる

3-3. 食事とケータリング

- ケータリング形式での提供は原則禁止です。不可欠の場合は、すべての食事は表面の汚染を防ぐ方法を用い、1回分ずつ分けて配布するものとします。また、すべての飲み物は1回分用の容器に入ったボトルや缶で提供するものとします。ビュッフェ形式での提供は行いません。

- 食事の際は、身体的距離の確保として、極力2メートルを目安に（最低1メートル）確保するよう努めます。身体的距離を確保することができない場合は、時間をずらして複数組に分割する、パーテーションを設置する、真正面の配置は避けて同一方向を向く等の形態で提供を行うものとします。
- 食事を扱うスタッフは、事前に手洗いや手指消毒を行います。
- 食事での会話は控えるものとします。会話は食事が終了したのち、マスクを着用のうえ、行ってください。
- 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を控えてください。

3-4. ランウェイ及びステージにおける感染防止策

- 出演者は、ショーの間も出演者同士の身体的距離の確保として、極力2メートルを目安に（最低1メートル）確保するよう努めます。また、身体的な接触は控えます。
- ランウェイ及びステージの周辺は飛沫感染、接触感染のおそれがあるため、周辺で作業を行う制作関係者は、出演者がマスクを装着していない場合は自身もマスクに加えてフェイスシールドを装着し、作業の前後に手洗いや手指消毒を行うとともに、機器や物品、周辺環境の消毒を徹底して行います。（参考：新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ） | https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html）

3-5. ヘアメイクと衣装

- モデルとヘアメイクスタッフは、ヘアメイクの前後に手洗いや手指消毒を行うものとし、スタッフ間は極力2メートルを目安に（最低1メートル）間隔をとるものとします。また、ヘアメイク用具を他の出演者に再利用することを行わないものとします。
- ヘアメイクスタッフは、マスクを着用（密接する作業の場合は、マスクに加えてフェイスシールドの併用も検討）します。
- モデルを含む出演者の衣裳着脱の前後に、モデルと衣装スタッフは手洗いや手指消毒を行うものとします。

3-6. 大道具と美術

- 大道具と美術のスタッフは、用具の共有を行わないでください。
- 作業の前後に、こまめな手洗いや手指消毒、物品や周辺環境の消毒を実施してください。

3-7. トイレ

- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示します。
- ペーパータオルを使用するか、個人用にタオルを準備します。ハンドドライヤーは使用しません。
- ドアノブなど、不特定多数が接触する場所は定期的に消毒を行います。
- トイレ後は必ず石鹸で手を洗います。

3-8. 換気

- 会場施設利用にあたっては、事前に施設管理者を通じ「30 立方メートル/時・人（厚労省建物換気基準推奨値）の換気能力」を来場客エリア、施設内各控室毎に確認しておきます。
- 施設管理者と協議の上、「30 立方メートル/時・人（厚労省建物換気基準推奨値）以上の換気量」を確保するための各エリア・部屋毎の換気ルールを定め、会場使用当日は、ルールに従って定期的に換気を行います。
- ショー開催中、アフターインタビュー等では開扉可能な扉・窓・入り口をすべて開放し、積極的に換気を行うようにします。
- バックステージ（フィッティングルーム、メイクルーム等）、控室及びスタッフルームについても常時換気を行うようにします。
- 寒冷地における換気を適切に行う上では、温度を維持しながら適度な換気を行うこと、加湿器等で適度な湿度を維持する工夫を行うこと、また、特に密が発生しやすい場所では、CO2 モニター等で換気状況を確認することが推奨される。
-

3-9. 清掃・ゴミの廃棄

- 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底し、手袋は適時交換します。

- 作業の前後に、手洗いや手指消毒を行います。

3-10. 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

開催施設の感染対策ガイドラインと合わせて調整の上、極力以下の手順に沿って対応できるよう計画を行います。

上記に対応する者（スタッフ）はマスクとプラスチックエプロン、フェイスシールド、手袋の着用を徹底します。また、これらを装着中は不必要に周囲の環境などに触れず、対応が終われば速やかに指定された手順で脱衣後、指定されたゴミ箱に廃棄し、手指消毒を行います。

また、必要に応じて、保健所等と連携しながら地域の感染状況等の実態把握に努めます。

A. 会場内で感染が疑われる者が発生した場合のショー関係者（スタッフ）の措置

- 事前に、感冒症状等感染が疑われる方が来場・発生した場合の連絡、（必要に応じ）搬送手順について施設管理者とともに会場施設から最寄りの保健所や帰国者・接触者電話相談センターに相談しておき、受け入れ候補病院とは事前に連携を確認しておきます。
- 発生時は、まず①感染が疑われる方にはマスクを着用させ、②あらかじめ確保しておいた「他の入室者を禁じた個室あるいはパーティション等で区画されたスペース（換気風通し良いところ推奨）」に案内し、③指示があるまで待機とします。前項の通り、施設管理者を通じ最寄り保健所に連絡し、指示を仰ぎます。
- （保健所の指示に基づき）自宅待機、もしくは必要があればあらかじめ連携している病院に連絡し、引き受けを依頼、応諾されたら病院指定の移動方法で病院まで行っていただきます。

B. ショー関係者に感染が疑われる者が発生した場合

- 速やかに該当者の隔離等を行い、人との接触をできる限り避ける必要があります。速やかに保健所へ連絡し、指示を受けることとし、保健所等当局の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行います。感染が疑われる者は保健所の指示によって必要に応じて直ちに帰宅させ、自宅待機とします。

- 発熱等の症状により自宅で療養することとなった者は、毎日健康状態を確認するものとし、必要に応じて新型コロナウイルス感染症の検査を受けるものとします。検査結果が陰性であっても、症状が改善してから最低 48 時間が経過するまでは参加を認めないことをお勧めします。

C. 来場者に感染が疑われる方が発生した場合

- 該当するお客さまを速やかに個室あるいはパーテーション等で区画されたスペースに誘導案内し、人との接触をできる限り避けていただく。（施設管理者と連携して）最寄りの保健所や帰国者・接触者電話相談センターへ連絡し、その指示に基づき、対応します。

3-11. 周知・広報

- 以下についてショー関係者に対して周知・広報します。
 - 咳エチケット、マスク着用、手洗いや手指消毒の徹底
 - 身体的距離の確保（極力 2 メートルを目安に、最低 1 メートル）の徹底
 - 新型コロナウイルス接触確認アプリ **COCOA** や各地域の通知サービス のダウンロード・インストールの推奨

4. 会場の利用・設営等に関して講じるべき具体的な対策

会場の選定にあたっては、感染拡大防止のために実践すべき取組を具体的に示し適切に実践し、開催地の自治体によって定められた「感染防止徹底宣言ステッカー」を取得している施設をお勧めします。また、来場者数に対し、極力 2 メートル（最低 1 メートル）の物理的距離が確保できる余裕のある会場を選定するように努めてください。

4-1. 基本的事項

- スタッフ入口及びバックステージ（フィッティングルーム、メイクルーム等）にアルコール手指消毒剤を設置し、手指消毒を奨励します。
- ドアノブ、手すり等のショー関係者が接触する可能性がある設備及び共有する機器に関しては、頻繁な清拭消毒を行ってください。

- 機材や備品、用具等の取扱い者を選定し、不特定者の共有を制限します。
- 会場施設等の管理者の指導の下、換気のルールを作成した上で実施し、適切な対策が行われているか確認をします。
- スタジオやインスタレーションホール等の小空間は常時または頻繁に換気を行ってください。また、ホールやアリーナ以上の規模の会場では、定期的に会場空間の両端の扉や窓を最大限開放した上で、会場の空調設備を利用した換気を行います。会場の換気機能が脆弱な場合、扇風機、サーキュレーター等を活用し換気効果を高めるなど、工夫して適切に換気を行ってください。
- 会場施設利用にあたっては、事前に施設管理者を通じ「30 立方メートル/時・人（厚労省建物換気基準推奨値）の換気能力」を来場客エリア、施設内各控室毎に確認。
- 施設管理者と協議の上、「30 立方メートル/時・人（厚労省建物換気基準推奨値）以上の換気量」を確保するための各エリア・部屋毎の換気ルールを定め、会場使用当日は、ルールに従って定期的に換気を行います。
- バックステージ（フィッティングルーム、メイクルーム等）、控室、スタッフルーム等は常時換気を行うものとし、またドアノブや椅子等、手が触れる場所は定期的に消毒を行います。
- 来場客の立ち入りエリアについても、施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所）のこまめな消毒を行います。

4-2. 出演者と来場客との物理的距離の確保（飛沫感染・接触感染防止）

- ランウェイ及びステージと客席との距離は極力 2 メートル（最低 1 メートル）とします。モデルが大声を発生する演出の場合には、観客との間隔を必ず 2 メートル以上確保します。
- アリーナ、ドーム等大規模会場においてはランウェイ及びステージの他、移動導線についても、来場者との距離（ステージとの高低差含み）を確保します。

4-3. 客席部スタンディング対応

- 現在の感染状況に鑑み、お客さま間の接触・飛沫感染防止の観点から、客席部でのフルスタンディングは避け、スタンディングスペースにパイプ椅子等を設置し、来場されるお客さまの位置を固定します。
- スタンディングエリアの運用については、今後、開催地の感染状況等をもとに各自治体等地域関係者間の協議を行い、各自治体等の規定に従ってください。

4-4. 会場内換気対応

- 会場施設利用にあたっては、事前に施設管理者を通じ「30 立方メートル/時・人（厚労省建物換気基準推奨値）の換気能力」を来場客エリア、施設内各控室毎に確認しておきます。
- 施設管理者と協議の上、「30 立方メートル/時・人（厚労省建物換気基準推奨値）以上の換気量」を確保するための各エリア・部屋毎の換気ルールを定め、会場使用当日は、ルールに従って定期的に換気を行います。
- 会場設備の換気能力等を考慮し施設管理者と協議の上、必要に応じ、大型扇風機、サーキュレーター等の資材・備品を追加手配・装備し、会場内の換気効果を高めます。その際、大型扇風機、サーキュレーターは開放した窓やドアに向かって一方向に作動させることが有効です。
- 「30 立方メートル/時・人（厚労省建物換気基準推奨値）の換気を確保」することを目的とします。
- 会場基本設備及び機能を前提に、公演の内容・態様による来場客の反応等を考慮し、施設管理者と事前協議の上、休憩時間中にはドア等の開放を行います。

4-5. 会場内外の待機列

- 待機列が必要な場面（入退場、トイレ待ち等）においては、来場客同士が十分な距離（極力 2 メートル、最低 1 メートル）を確保して整列できるように、極力、目印となる掲出物や足下マーク等の設置を行います。
- 来場客への対面対応が必要な場所においては、アクリル板や透明ビニールカーテン等を設置し、飛沫感染防止策を施します。

(注) 飛沫防止のため透明ビニールカーテン等を使用する場合は、火災予防のため以下に留意すること。

- (1) 火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあつては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用すること。
 - (2) 同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。
 - (3) 不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。
- 手荷物検査が必要な場合は、目視による確認のみとし、係員がお客さまの持ち物に触れた場合は、その後に手洗いや手指消毒を行います。

5. ショー関係者が公演の企画内容に関して講じるべき具体的な対策

- 来場者参加型の演出は行いません。
- (館内環境に注意し) 来場者には十分な休憩時間の確保を心掛け、館内換気を励行します。休憩時間には、以下の点に留意する。
 - マスクを着用し、ロビーやホワイエでは人との間隔を極力2メートル（最低1メートル）以上離し、会話はなるべく控えるように周知する。
 - 余裕を持った休憩時間を設定し、時間差でトイレやホワイエ、ロビーなどを利用するよう周知する。
 - ブラボー等の声援は控え、拍手のみとしていただくよう周知する。
- 来場者へ「基本行動ルール」の周知徹底をはかるため、出演者からの呼びかけも考慮します。

6. 来場者に関して講じるべき具体的な対策

来場者数については、以下を満たす場合に、施設の収容人数の100%以内とすることが可能。但し、人数上限については、収容人数が10,000人を超える場合、収容人数の50%とする。収容人数が10,000人以下の場合、5,000人とします。

- (1) これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの（開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。
- (2) これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われうるもの。
- (3) 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。但し、ショーの性質上、マスクの装着、および本ガイドラインに記載の各条件を満たしていたとしても、大声での歓声、声援が想定し得る場合は、施設が定める法定人数の50%に相当する人数で収める。

以下、来場者に対するご案内事項（事前承諾いただく事項）を示しています。基本的にデジタル対応を促すこととします。

具体的な手段（例）として、以下を示します。

- ① インビテーション配信時点（一般客へのチケット販売を行う場合はチケット購入時点）
- ② 当日会場入場時確認（基本は Web 登録。手書き対応も容認）

また、チケット販売を行う場合は、新型コロナウイルス感染症感染予防・感染拡大防止対策における特例として、自己申告に基づき健康に不安があり入場されないお客さまにはチケット料金の払い戻しに応じることを原則とします。ただし、チケット料金以外の交通費等の経費はその限りではありません。

6-1. 自己申告書（承諾書）の事前提出（例）：

インビテーション配信/チケット購入後、デジタルインビテーション/チケット送付前

- 以下の事項について、来場者は来場前に事前確認・誓約ないし承諾いただく。
 - 個人属性（氏名、生年月日、住所、連絡先）の登録
 - 新型コロナウイルス陽性判定を受けていないこと、現在医師に自宅待機指示を受けていないことの誓約

- マスクを持参し、公演中は着用していただけること
- 公演開催地域の感染状況を踏まえ、ショー関係者から要請・配布があった場合、マスクに加えてフェイスシールドを着用していただけること
- 後日、会場内に感染者がいたことが判明した場合に保健所などに申告内容を伝える可能性がある旨の了承
- 以上の確認ならびに誓約を実施した申告書の提出がなされた来場者にのみ、デジタルインビテーション/デジタルチケットの送付を行うことのできることを了承
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスを事前にインストールし、公演前後でアプリ稼働することの了承

6-2. ショー当日の自己申告書（Web 登録）の提出（例）

- 以下の全ての項目（例）にあてはまる方はご入場いただけます。
 - ショー開催前 14 日以内に政府から入国制限ならびに入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航がなく、またその当該国・地域の在住者との濃厚接触がないこと
 - 当日、外出前に自宅で検温し、発熱がないこと
(ショー会場入場時にサーモメーターによる検温実施も検討する)
 - 発熱・咳・下痢・味覚障害・嗅覚障害・だるさ・息苦しさ等の症状がないこと
 - 新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がないこと
 - 同居家族や身近な知人の感染が疑われる方がいないこと
 - 新型コロナウイルス陽性判定を受けていないこと、現在医師に自宅待機指示を受けていないこと
 - マスクを持参し、公演中は着用していただけること
(注) 基本的にお客さまにはマスク着用を義務としていただき、不備者の方は入場不可或いは公演主催者にて配布
 - 公演開催地域の感染状況を踏まえ、ショー関係者から要請・配布があった場合、マスクの着用に加えてフェイスシールドを着用していただけること

- 一般的な禁止行為と同様、係員の指示に従わない場合退場願うこと、その場合入場券の払い戻しに応じないことを了承すること
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスを予め来場客自身のスマートフォンにインストールし、使用できる状態でご来場いただけること。
- 当日ご参加される方全ての氏名・ご連絡先をご登録いただけること。
- 会場内で陽性者が出た場合等、地方自治体や保健所から開示要請があった場合、ご登録情報の提供にご同意いただけること。

6-3. 会場内禁止行為について

- 会場内外において、一般的禁止行為（他の来場者の迷惑になる行為等）に加え、感染予防・感染拡大防止対策に基づく係員の指示に従わない場合、退場いただく場合があることを、事前告知します。
- 対象とする行為（案）：大声による発声、席間の移動、等
- 大声を出す者がいた場合、個別に注意などを行います。

6-4. 時間別入退場の実施（事前案内事項）

- [入場時] 来場者には十分余裕を持った来場を事前に案内告知します。
- [退場時] ショー主催者による規制退場を行い、指定された座席ブロック、席列を指示して来場者同士の物理的距離を確保した移動を案内します。会場全域への音響アナウンスによる誘導と会場内整理員（前述の通り、客席ブロックエリアごと、かつ主な動線上に配置）による誘導案内を行います。
- 会場アクセス状況によっては、最寄り駅までの行き方についてもショー主催者が指示し、会場周辺を含めた来場者の物理的距離の確保に留意してください。

6-5. 感染者（陽性者）確認連絡

- ショー開催後、地方自治体、保健所等から連絡があった場合には来場者、公演関係者の自己申告内容の情報を提供します。

- 当日、会場内に感染者（陽性者）がいたことを速やかに告知します。

6-6. 感染予防・衛生面に関する協力依頼事項

- 交通機関、飲食店等の分散利用の注意喚起。
- マスクの着用（着用していない場合は個別に注意等を行う）。
- 消毒液の設置及び入場時をはじめとするこまめな手指消毒。
- 会場諸施設・備品等に接触しないこと。
- 来場者同士、ショー関係者との物理的距離の確保。
- ロビー、ホワイエ、着席時の会話及び食事の自粛。

6-7. 食事とケータリング

- ケータリング形式での提供は原則禁止です。不可欠の場合は、すべての食事は表面の汚染を防ぐ方法を用い、1回分ずつ分けて配布するものとします。また、すべての飲み物は1回分用の容器に入ったボトルや缶で提供するものとします。ビュッフェ形式での提供は行いません。
- 食事の際は、身体的距離の確保として、極力2メートルを目安に（最低1メートル）確保するよう努めます。身体的距離を確保することができない場合は、時間をずらして複数組に分割する、パーテーションを設置する、真正面の配置は避けて同一方向を向く等の形態で提供を行うものとします。
- 食事を扱うスタッフは、事前に手洗いや手指消毒を行います。
- 食事中の会話は控えるものとします。会話は食事が終了したのち、マスクを着用のうえ、行ってください。
- 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を控えてください。特に収容率が50%を超える場合は、座席スペースでの食事を禁止してください。

7. 開催可否判断のあり方～地域における連携協議体制について

ショー開催の可否は公演地地域の感染状況に基づきリスクアセスメントを行い、自治体とショー主催者との協議によって判断されることから、ショー開催地地域社会（自治体、保健医療当局、施設管理者等）と地域公演主催者との連携協力・協議体制が必要です。

- 検討すべき事項（リスクアセスメント）：以下の状況を見て総合的に判断
 - 開催地の感染状況（開催地周辺～開催県～開催地方～日本全国）
 - 地域医療体制の状況
 - 来場者のショー会場までの交通移動手段の状況
 - （注）宿泊を伴う開催地の場合は、開催地におけるコロナ感染予防対策をしっかりとっている施設を選んで宿泊するようお勧めします。
 - ショー関係者・来場客から感染者が発生した場合の連絡、該当者の搬送体制
→開催可否（当日を含む）の判断プロセスを共有
- 全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談する。
- 主催者及び施設管理者において、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表する。
- 最終的には自治体他地域関係者との協議を基に公演主催者が判断する。
 - 関係者：
 - ショー開催地（会場の所在地）の地方自治体（都道府県、市区町村）、保健当局、警察消防当局、会場施設管理者、公演主催者・公演関係者（当団体の会員社等）
 - 関係者間の協議体制について：
 - 感染状況が刻々と変化することから、定期的な連絡協議会の設置が望ましいと考えます。

以上

参考資料

- 「新しい生活様式」の実践例（厚生労働省 HP より引用）

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
- 人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 □咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） □身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □時差通勤でゆったりと □オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

- 場内外アナウンスやボード例（厚生労働省 HP より引用）

感染症対策

へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

① 手洗い 正しい手の洗い方

手洗いの前に、爪は短く切っておきましょう。時計や指輪は外しておきましょう。

- 流水でよく手をゆらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。
- 手の甲をのばすようにこすります。
- 指先・爪の間を念入りにこすります。
- 指の間を洗います。
- 親指と手のひらをねじり洗います。
- 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で洗い、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

② 咳エチケット 3つの咳エチケット

電車や駅構内、学校など人が集まるところでやろう

マスクを着用する（口・鼻を覆う）
ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う
袖で口・鼻を覆う

何もしずに咳やくしゃみをする

正しいマスクの着用

- 鼻と口の両方を確実に覆う
- ゴムひもを耳に掛ける
- 隙間がないよう鼻まで覆う

咳やくしゃみを手でおさえる

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan | 厚生労働省
 詳しい情報はこちら | 厚労省 検索

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

3つの「密」を避けましょう!

① 換気の悪い
密閉空間



② 多数が集まる
密集場所



③ 間近で会話や発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろった場所がクラスター(集団)発生のリスクが高い!

※3つの条件のほか、共同で使う物品には消毒などを行ってください。

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan | 厚生労働省 | 厚労省 コロナ 検索

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

「密閉」「密集」「密接」しない!

● 「ゼロ密」を目指しましょう。屋外でも、密集・密接には、要注意!

他の人と十分な距離を取る!

2メートル



窓やドアを開けこまめに換気を!



屋外でも密集するような運動は避けましょう!

少人数の散歩やジョギングなどは大丈夫



飲食店でも距離を取りましょう!

- ・多人数での食事は避ける
- ・隣と一つ飛ばしに座る
- ・互い遠くに座る



会話をするときにはマスクをつけましょう!

5分間の会話は1回の咳と同じ



電車やエレベーターでは会話を慎みましょう!



首相官邸 Prime Minister's Office of Japan | 厚生労働省 | 厚生労働省フリーダイヤル 0120-565653
 厚労省 コロナ 検索